

F N o . 6 ・ 8 ・ 2
令和2年11月26日

相模原市簡易水道事業審議会
会長 荒井 康裕 様

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市簡易水道事業の経営のあり方について（諮問）

附属機関の設置に関する条例（昭和37年相模原市条例第17号）第2条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

- 1 諮問事項
（1）相模原市簡易水道事業の経営のあり方について
（2）その他（上記に付随して必要となる事項について）
- 2 答申の期限
令和4年3月31日
- 3 諮問の理由
別紙理由書のとおり

以 上

「相模原市簡易水道事業の経営のあり方について（諮問）」に関する理由書

本市の簡易水道事業は、本市の西部の津久井・藤野地区に位置し、平成18年3月及び平成19年3月の市町合併によって、旧津久井町及び旧藤野町から本市が引継ぎました。

本市では、同地域の水道に関して、健全で効率的な事業運営を進め、安全で良質な水を安定的に供給するという水道事業者としての責務を果たし、安全で快適な都市の形成を支える基盤施設の整備という行政需要にこたえるため、水道に関する今後の方向性を示すものとして、平成21年6月に「相模原市地域水道ビジョン」を策定しました。

その後、厚生労働省において、人口減少や東日本大震災など水道をとりまく環境が大きく変化していたことから、50年後、100年後の将来を見据えた水道のあり方を示すため、平成25年3月に「新水道ビジョン」が策定されました。

この「新水道ビジョン」では、都道府県に対し「新水道ビジョン」を踏まえた都道府県ビジョンの策定を求めていることから、神奈川県において、平成28年3月にこれまでの基本構想を改定し、県内において質の高い水道水を持続的に供給するための方向性を示す「神奈川県水道ビジョン」が策定されました。

こうした状況を踏まえ、本市においては、当簡易水道事業の方向性を示すため、平成29年3月に「相模原市地域水道ビジョン」を見直し、「安全」、「持続」、「強靱」という目標を掲げるとともに、その具体的方策として、令和2年4月までに「水安全計画」の策定、統合可能な小規模水道との統合整備事業の実施及び公営企業会計への移行を進めてきました。また、令和2年度以降の方策として、施設耐震化計画の策定、アセットマネジメントの推進、広域化の段階的推進及び維持管理体制の強化を掲げているところです。

なお、厚生労働省で策定した「新水道ビジョン」において、水道サービスの持続性の確保や水道の強靱化が全国的な課題として示されているとともに、総務省においても、公営企業は徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要であり、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定するよう要請されております。本市の現状における具体的な課題としても、料金回収率の低さ、独立採算へ向けた取組、青根簡易水道基金の枯渇、機械電気設備の老朽化に伴う更新投資の増大、統合整備事業の実施による地方債償還金の増加及び水道施設の耐震化などが挙げられ、こうした課題や要請に対応していく必要があると考えられます。

このような当簡易水道事業の現状において、今後の経営のあり方を検討するうえで、「相模原市地域水道ビジョン」の中間見直しの必要性や、これから取組むべき方策の具体的内容・手段及び事項別の優先順位等について、貴審議会の御意見を賜りたく諮問するものです。なお、優先順位の高い方策については、早期に取組む必要がありますが、諮問事項が多岐に渡ることから、段階的な答申を視野に御検討くださるようお願いいたします。

以上